## 鳴尾防波堤への立入禁止について

兵庫県阪神南県民センター尼崎港管理事務所

防波堤は、外洋からの波浪や高潮、場合によっては津波からも、港湾内部の泊地や航路の安静、陸域を守るための港湾施設です。一方で、一般の方の利用(釣り、散策など)を想定して設けた施設ではないので、手すりや救命具等の安全設備を備えていません。

また、海上では、時折、天候の急変や高波が発生します。前述のとおり、防波堤には安全設備が備えられていないため、天候の急変等により防波堤から海面に転落するおそれがあるほか、特に鳴尾防波堤は、波が高いと堤防を越えることもあり、常に危険と隣り合わせの状況です。

さらに、今後30年間に東南海トラフ地震が発生する確率が高いことが指摘されている中、鳴尾防波堤は、この地震の震源域から比較的近いため、激しい揺れにより海面に転落するおそれがあることから、防波堤立入り時に大地震が起こった場合の危険性は計り知れません。

このように、防波堤への立入に際していくつもの危険が伴うことから、尼崎西宮芦屋港の管理者である尼崎港管理事務所は、鳴尾防波堤に立ち入ることを禁止します。

また、鳴尾防波堤は外航船が発着する公共ふ頭に隣接しており、当該公共ふ頭とその周辺(水域を含む。)については「海上人命安全条約(SOLAS 条約)」及び「国際船舶・港湾保安法」に基づき厳格な保安措置を講じる必要があるため、鳴尾防波堤への立ち入りを発見した場合は、警察に通報する等の対処をとることを申し添えます。

皆さまのご理解をよろしくお願いします。